

1. 用語解説

2. 関係法令

- ・ 薩摩川内市男女共同参画基本条例
- ・ 鹿児島県男女共同参画推進条例
- ・ 男女共同参画社会基本法

## 1. 用語解説

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

### 参画

企画・立案の段階から積極的、主体的にかかわること。「参加」は単に加わることをいう。

### ジェンダー

生物学的、医学的な性別（sex）に対して、社会的、文化的に形成された性別（gender）のこと。例えば、「男は仕事、女は家庭」など個人ではなく性別によりその役割を決めつけることなどは、ジェンダーが根底にあると言われている。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

婚姻しているかいないかにかかわらず、親密な関係にある夫婦や恋人間で行われる暴力のこと。一般的には男性から女性への暴力のこと。暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などによる精神的暴力、行動の束縛や性的暴力など多岐にわたる。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行。

### セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、その言葉を受けた者の日常生活や正常な能力の発揮などを妨げること、又はその者の対応の仕方によって、その者に対して不利益を与えること。

### 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し優先的に機会を提供すること。

### エンパワーメント

力をつけること。各々が本来持っている力を引き出し問題解決の方法として自己の中に力を蓄え、積極的な自分を作り出すことをいう。特に、女性自身が企画や政策・方針決定の場に参画し、社会を変えていく力を身につけることとして、女性問題の取組の中でも重要視され使われるようになった。

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルスとは、女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態をいい、いつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子供が健康に育つこと、また、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じて性と生殖に関する課題が含まれる。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。

### シェルター

夫や同居の男性などからの暴力を受けた女性のための緊急一時避難所。

## ● **メディア・リテラシー**

メディア内容を解読・活用する能力と、メディアを使って表現する能力。メディアからの情報を無批判に、ただ受動的に受け止めるのではなく、情報を積極的に解釈したり、さらには自分たちの表現方法としてメディアを使って発信したりする力をつけていくなど、メディアに主体的にかかわること。

## ● **固定的な性別役割分担意識**

「男は仕事，女は家庭」に象徴されるように，男女の役割を性別によって固定的に捉える考えのこと。性別による固定的な役割分担意識が，不平等や差別にもつながる。

## ● **M字型曲線**

15歳以上の女性の労働人口比率を年齢階層別にグラフ化すると，日本では30代前半が谷で，20～24歳と45～49歳が山となる，アルファベットのMのような形になる。これをM字型曲線という。結婚・出産で退職し，育児後再就職するいわゆる中途再就職型ライフスタイルをとる女性が多いとこの形になる。日本・韓国・イギリスがM字型，スウェーデン・カナダ・アメリカなどは谷のない台形である。

## ● **女子差別撤廃条約**

正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。昭和54年（1979年）の国連総会で採択されたもので，政治・経済・社会・文化等あらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し，男女平等の実現をうたっている。日本ではこれに合わせ，国籍法の改正，男女雇用機会均等法，教育における男女平等など国内法や制度を整え，昭和60年（1985年）に批准している。

## ● **男女雇用機会均等法**

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい，女子差別撤廃条約を批准するために昭和60年（1985年）に制定され，平成11年（1999年）4月から，差別禁止規定，職場でのセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた改正法が施行されている。

## ● **育児・介護休業制度**

平成4年（1992年）4月施行の「育児休業等に関する法律」により，男女労働者は事業主に申し出ることにより，子が満1歳に達するまでの間，育児休業を取得することができるようになった。平成7年（1995年）4月からすべての事業所に適用。

平成7年（1995年）4月から，いわゆる育児・介護休業法（「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成11年（1999年）3月までは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という）が成立。平成11年4月から，申し出により対象となる家族1人につき1回，連続して3か月間の介護休業を認める介護休業制度が，事業主に義務付けられる。

## ● **NGO (Non Governmental Organization)**

政府間協定によらず設立された民間非政府組織。政府の活動は，国家間の協力を目指すものに対して，NGOの活動は，国境を越えた市民間の協力が重点が置かれる。

## ● **NPO (Non Profit Organization)**

行政・企業とは別に社会的活動を行う民間非営利組織。福祉，まちづくり，環境など様々な分野で活動を行っている。

## 2. 関係法令

### 薩摩川内市男女共同参画基本条例

平成16年12月27日公布

平成17年薩摩川内市条例第310号

#### 目次

前文

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条～第18条）

第3章 薩摩川内市男女共同参画専門委員（第19条～第22条）

第4章 薩摩川内市男女共同参画審議会（第23条～第29条）

第5章 雑則（第30条）

附則

すべて人は、性別にかかわらず、人として平等な存在であり、個人として尊重される存在である。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行が、依然、根強く残っており、なお一層の改善の努力が必要とされている。

新たな世紀を迎え、少子高齢化、情報化、国際化の進展、地方分権の推進など社会経済情勢の急速な変化に対応し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、市、事業者及び市民との協働により、さらには近隣市町との広域的な連携を図りながら、男女共同参画社会を総合的かつ計画的に実現するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (4) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等に基づき、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及びその他の全ての活動に對等に参画することができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。
- (6) 国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、県及び広域市町村圏、事業者並びに市民と協働して取り組むものとする。

3 市は、必要な場合は積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画するこ

とができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に鑑み、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(阻害行為の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、性別による差別的取扱いや、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為は、配偶者等に対しても、これを行ってはならない。

(情報表示に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又はセクシュアル・ハラスメント若しくは男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、第23条に規定する薩摩川内市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

(施策の策定における配慮)

第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(事業者及び市民の理解への措置)

第13条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する事業者及び市民の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(市民に対する支援)

第14条 市は、事業者及び市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(相談等の対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因に基づく人権の侵害に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については、関係機関等と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び市民と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱する場合にあっては、その委員の男女のいずれか一方が、委員総数の10分の4未満とならないよう配慮するものとする。

(情報の収集及び分析)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第18条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第3章 薩摩川内市男女共同参画専門委員

(設置等)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害さ

れた場合の事案について、市民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、薩摩川内市男女共同参画専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合には、専門委員に申し出ることができる。

（専門委員の職務等）

第20条 専門委員は、前条第2項の規定に基づく申出があった場合において、必要に応じて、その内容を調査し、是正等の措置を講ずるよう当該関係者に要請し、勧告し、又は関係機関に引き継ぐことができる。

2 前項の勧告等が行われた場合において、当該関係者に改善がみられない場合、事情を聴取した上で、正当な理由がないと認められるときは、その旨を市長に対して報告するものとする。

（定数等）

第21条 専門委員の定数は、2人とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（責務）

第22条 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### 第4章 薩摩川内市男女共同参画審議会

（設置）

第23条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、薩摩川内市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項、その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査研究し、その成果に基づいて、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

（組織）

第25条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するよう努めるものとする。

3 前項に規定する委員の男女いずれか一方が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（任期）

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第28条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第29条 審議会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

#### 第5章 雑則

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

# 鹿児島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布

平成13年鹿児島県条例第56号

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第8条）

#### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第9条）

#### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第16条）

#### 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会（第17条—第24条）

### 附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまででも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

### （事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努め

なければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。  
(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。  
(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。  
(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

- 2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

- 2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。
- 3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

## 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第 17 条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第 10 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 18 条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員 20 人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員の任期)

第 19 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 22 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第 23 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第 24 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

# 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布  
平成11年法律第78号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第12条）

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### （国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### （国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理

念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成についての促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるような適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の制定に必要な調査研究を推進するように努めるも

のとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

(後略)

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各項に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)